

福岡市地域防災計画（資料編＜災害時応援協定等＞）令和4年6月 ※帰宅困難者の一時受入関係

【協定の相手方】ページ 【協定の概要】

(一財)福岡コンベンションセンター	348	マリンメッセ福岡A館・B館、福岡国際センター、福岡国際会議場の提供
(学)西南学院	350	体育館、備蓄物資保管用スペースの提供
(学)都築学園	408	体育館(南区玉川町22番1号)の提供
(株)建設技術研究所九州支社	411	シーティーアイ福岡ビル(中央区大名2丁目)1階会議室の開放
(同)CBホールディングス	413	シティビル(博多区博多駅前2丁目)1階エントランスホールの開放
西日本鉄道(株)	415	ソラリアプラザビルゼファ広場(中央区天神2丁目)の開放、食糧・飲料水等の供給
九州旅客鉄道(株) 日本郵便(株)	417	KITTE博多(博多区博多駅中央街9)地下1階広場、地下3階防災備蓄倉庫の開放、JRJP博多ビル(博多区博多駅中央街8)地下2階広場、地下2階防災備蓄倉庫の開放、食糧・飲料水等の供給
福岡市経済観光文化局	426	「福岡競艇場」の利用、帰宅困難者の受け入れ、物資の集積、離島からの避難者の受け入れ
国土交通省九州地方整備局	428	福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室の提供
九州農政局福岡支局	430	九州農政局福岡支局第1会議室(博多区住吉3丁目)の提供、食糧・飲料水等の提供
福岡財務支局	433	福岡合同庁舎本館1階ロビー、新館1階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ
長松山 光薫寺	436	光薫寺の広間等への帰宅困難者の一時受け入れ
福岡第一法務総合庁舎管理庁福岡法務局	439	福岡第一法務総合庁舎4階大会議室への帰宅困難者の一時受け入れ
紙与不動産(株)	442	紙与博多中央ビルエントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ
三菱UFJ信託銀行(株)	445	近鉄博多ビル地下1階広場への帰宅困難者の一時受け入れ
九州旅客鉄道(株)	448	ザ・ブラスサム博多ビルへ他都市からの応援職員及び要配慮者の受け入れ、帰宅困難者の一時受け入れ
九州勧業(株)	452	九勸承天寺ビル1階エントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ
ジーピーエム(株)	455	会議室等へ帰宅困難者の一時受け入れ
三菱地所(株) 他	458	エントランスホール等へ帰宅困難者の一時受け入れ
福岡地所(株) (株)ジャパネットホールディングス	463	天神ビジネスセンター1階アトリウム等への帰宅困難者の一時受け入れ
福岡地下街開発(株)	466	天神地下街地下1階広場等への帰宅困難者の一時受け入れ

大規模災害発生時における施設等の利用に関する協定(福岡コンベンションセンター)

福岡市(以下「甲」という。)と一般財団法人福岡コンベンションセンター(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時におけるコンベンション施設等の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、コンベンション施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定におけるコンベンション施設等とは、以下に定める範囲とする。

- 一 マリンメッセ福岡A館 (展示室、付帯施設及び付帯設備等)
- 二 マリンメッセ福岡B館 (展示室、付帯施設及び付帯設備等)
- 三 福岡国際センター (展示ホール、付帯施設及び付帯設備等)
- 四 福岡国際会議場 (会議室、付帯施設及び付帯設備等)
- 五 施設に付帯する駐車場並びに周辺広場(別紙において定める範囲)

(要請等)

第3条 甲は、コンベンション施設等の安全が確認され、利用が可能な場合に次の事項について、乙に協力を要請することができる。

- 一 避難所としての避難者の受け入れ
 - 二 帰宅困難者の一時受け入れ
- 2 前項においてコンベンション施設等を開放するにあたっては、その利用状況及び利用予定を踏まえ、甲乙協議の上、利用の可否及び範囲を決定する。
- 3 第1項の要請は、文書をもって依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書の提出によることができる。

(利用期間)

第4条 この協定に基づく利用期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項第1号における利用期間については、利用開始から7日以内とする。
- 二 前条第1項第2号における利用期間については、利用開始から2日以内とする。
- 三 前2号の利用期間は、やむを得ない事情がある場合には、甲乙協議の上、延長できる。

(運営責任)

第5条 甲はコンベンション施設等の利用にあたって、第3条第1項各号に係る運営責任を負う。

- 2 施設等の照明及び空調等の管理は、乙が行う。

(経費の負担)

第6条 コンベンション施設等を利用した場合には、甲は次の経費を負担する。

- 一 光熱水費(実費相当額)

- ニ コンベンション施設等をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
 - 三 コンベンション施設等の利用終了時の原状回復に要する費用
 - 四 その他、避難所利用のために乙が負担した費用
- 2 前項の経費の負担方法は、コンベンション施設等の利用終了後、甲乙で協議の上、決定する。
- 3 乙が負担した実費相当額について、甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

(利用料金等の免除)

- 第7条 展示室、展示ホール及び会議室の利用料金は、福岡市コンベンション施設条例第7条第6項及び福岡国際センター管理規程第17条第2号若しくは第3号の規定に基づき免除する。
- 2 付帯施設及び付属設備等を利用する場合の料金については、これを無償とする。

(有効期間)

- 第8条 本協定は、締結の日から令和4年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。
- ただし、乙が指定管理者として指定されている期間とする。

(協定の改定)

- 第9条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

- 第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

(協定の正本)

- 第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

附則 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

- 2 平成26年4月1日に締結された大規模災害発生時における施設等の利用に関する協定は、これを廃止する。

令和 3年 4月 1日

甲 福岡市長
高島 宗一郎

乙 (一財)福岡コンベンションセンター
理事長 小野田 勝則

災害時における施設等の利用協力に関する協定(西南学院大学)

福岡市(以下「甲」という。)及び学校法人西南学院(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)発生時における乙が所有する施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 体育館
- (2) 備蓄物資保管用スペース
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

(要請等)

第3条 甲は、災害発生時において、避難者及び帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への避難者の受入れ
- (2) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (3) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- (4) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- (5) その他、避難者及び帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号における期間については、利用開始から7日以内
- (2) 前条第1項第2号における期間については、利用開始から3日以内

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者及び帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は、避難者及び帰宅困難者に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者及び帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。

(開設及び運営)

- 第5条 乙は、災害時に速やかに避難者及び帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の学校運営に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
 - 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

- 第6条 乙は、この協定に基づき避難者及び帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

- 第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

- 第8条 第3条の規定による避難者及び帰宅困難者の受入れに伴い、施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

- 第9条 乙は、学内に災害時の備蓄物資を保管するため、スペースの確保を行う。
- 2 乙は、備蓄物資保管用スペースに、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に、水6,000本、非常食6,000食分、防寒具1,000人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は計画的に補充を行う。
 - 3 乙が備蓄物資保管用スペースに備蓄する物資は、乙を含む市内での避難者及び帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

- 第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(新体育館の整備に関する協議)

第12条 乙は、西南学院大学キャンパスグランドデザインに基づき、西キャンパスに新体育館を整備する計画であることから、整備計画の作成にあたっては、災害発生時における避難空間の確保、災害時対応トイレの整備、非常用発電設備について、予め甲と協議を行うこととする。

(協定の改定)

第13条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年4月27日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

市長

高島 宗一郎

乙 福岡市早良区西新六丁目2番92号

学校法人西南学院

理事長

ギャーリ バークレー

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人都築学園（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設の利用協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設を避難所等として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、乙が所有する体育館（福岡市南区玉川町22番1号）とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、避難者、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設への避難者の受入れ
- (2) 施設への帰宅困難者の一時受入れ
- (3) 施設のトイレの提供
- (4) 施設の冷暖房の提供
- (5) 乙の可能な範囲における物資の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本状における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号における期間については、利用開始から7日以内

(2) 前条第1項第2号における期間については、利用開始から3日以内

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者及び帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は、避難者及び帰宅困難者に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者及び帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに避難者及び帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の学校運営に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設の開設は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設を行えない場合、乙に対し、開設について依頼することができる。

3 施設の運営は、甲が行う。ただし、甲から乙に対し運営について協力依頼があった場合は、乙の可能な範囲において、協力を行う。

4 施設の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき避難者及び帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設の使用料、附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費は、乙が負担する。

(原状回復)

第8条 第3条の規定による避難者及び帰宅困難者の受け入れに伴い、施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任において施設を原状に復するものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りではない。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消または変更の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月12日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市南区玉川町22番1号
学校法人都築学園 理事長 都築 仁子

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社建設技術研究所九州支社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者の受入れ

（2）帰宅困難者への乙が協力可能な範囲での食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市中央区大名二丁目4-12シーティアイ福岡ビル1階会議室，1階トイレ，その他乙が指定する場所とする。

3 甲は，帰宅困難者に対して，乙が施設を管理するうえで必要な乙の指示を遵守させるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，協力を要請する。

2 前項の規定による要請は，施設提供要請書（様式第1号）によるものとする。
ただし，施設提供要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに施設提供要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

2 乙は，前項による協力を実施する場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（1）第2条第1項第2号の経費

（2）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成23年 2月 9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区大名二丁目4-12シーティーアイ福岡ビル
株式会社建設技術研究所 九州支社
取締役常務執行役員支社長 村田 和夫

災害時における施設等の提供協力に関する協定(CBホールディングス)

福岡市（以下「甲」という。）と合同会社CBホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 帰宅困難者の受入れ
- (2) 帰宅困難者への食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号シティ21ビル1階エントランスホール，その他施設管理者が指定する場所とする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，施設提供要請書（様式第1号以下「要請書」という。）により協力を要請する。
ただし，要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。
2 乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。
(1) 第2条第1項第2号の経費
(2) その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費
2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成27年10月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号
合同会社CBホールディングス
代表社員 谷崎真一

災害時における施設等の提供協力に関する協定(西日本鉄道)

福岡市（以下「甲」という。）及び西日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互扶助の精神に基づき、施設の提供協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生による鉄道または道路の遮断等のため、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する施設である西鉄ソラリアプラザビルゼファ広場（福岡市中央区天神二丁目2番43号）（以下「一時滞在施設」という。）を開放し、円滑な帰宅困難者の支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙は、災害発生後、一時滞在施設の安全が確認された場合には、利用が可能な範囲で、甲が行う帰宅困難者対策に以下のとおり協力する。

（1）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ

（2）トイレ、冷暖房等の提供

（3）その他、乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布、交通機関の運行状況など帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 第1条に規定する一時滞在施設が利用できない場合は、乙が指定する場所を代替施設とすることができる。また、帰宅困難者の受入れは、床面積2㎡につき1人の収容を目安とする。

3 乙は、災害時に備え、物資の備蓄に努めるものとし、帰宅困難者を受け入れた際には、当該備蓄物資の提供を行う。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後に文書を提出する。

2 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、または、西鉄福岡（天神）駅周辺が滞留者で混乱するなど、乙が周囲の状況から一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（一時滞在施設の開設及び運営）

第4条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 一時滞在施設の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、一時滞在施設の開設及び運営を実施できない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

（報告）

第5条 乙は、本協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等

により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第6条 一時滞在施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費及び乙が提供した食糧、飲料水、物資にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づく食糧、飲料水、物資の提供については、甲の負担とする。

(一時滞在施設・備品の破損時等の対応)

第7条 第2条による一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求する。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上定める。ただし、地震等の自然災害により生じた破損等についてはこの限りではない。

(協力期間)

第8条 この協定に基づく協力期間は、災害発生日を含め最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。その間、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもってさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じる。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義、またはこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長 倉富 純男

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州旅客鉄道、日本郵便)

福岡市(以下「甲」という。)、九州旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)及び日本郵便株式会社(以下「丙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用協力に関し、次のとおり協定(以下「この協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この協定の対象となる乙及び丙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街8-1「JRJP博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50人とする。

- (1) JRJP博多ビル地下2階広場(100㎡)
- (2) JRJP博多ビル地下2階防災備蓄倉庫(10㎡以上)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

(要請等)

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙及び丙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙

及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙及び丙が行う。

(報告)

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙及び丙は、災害時の備蓄物資を地下2階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水450リットル(500ミリリットル900本)、非常食450食分、毛布又はブランケット50人分、簡易トイレ1個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

3 乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲、乙及び丙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(帰宅困難者に対する損害等の対応)

第13条 甲、乙及び丙は、災害時、甲、乙及び丙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲、乙及び丙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙及び丙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲、乙及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第15条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

(協定の正本)

第16条 この協定を証するため、正本3通を作成し、甲、乙、丙各1通を保管する。

平成28年8月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦

丙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

災害時における施設等の利用協力に関する協定(日本郵便)

福岡市(以下「甲」という。)及び日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)発生時における乙が所有する施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用協力に関し、次のとおり協定(以下「この協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街9-1「KITTE博多」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50人とする。

- (1) KITTE博多 地下1階広場(2箇所、各50㎡)
- (2) KITTE博多 地下3階防災備蓄倉庫(47㎡)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

(要請等)

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 簡易トイレ、冷暖房等の提供
- (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下3階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水3,330リットル(500ミリリットル6,660本)、非常食3,330食分、毛布370人分、簡易トイレ4個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協

議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(帰宅困難者に対する損害等の対応)

第13条 甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第15条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第16条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年8月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

覚 書

市民局長（以下「甲」という。）と経済観光文化局長（以下「乙」という。）は、乙が管理する福岡競艇場の利用に関する協議を行った結果、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、地震や風水害、原子力災害等大規模災害（以下「大規模災害」という。）発生時において、福岡競艇場（福岡市中央区那の津1丁目7番5号）の施設を避難所等として利用することに関する確認を目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において大規模災害発生時に使用する施設は、以下各号に定める範囲とする。

なお、本条に定める施設以外の施設についても甲乙協議により、利用できるものとする。

- (1) スタンド棟
- (2) 前売棟
- (3) 外向発売所（通称『ペラボート福岡』）
- (4) 女性こどもルーム棟
- (5) 特別観覧施設（通称『ROKU』）
- (6) 駐車場
- (7) 競走水面

（施設利用要請の基準）

第3条 甲は、大規模災害発生時に次に掲げる事案が発生した場合、乙に対し施設の利用を要請する。

- (1) 公共交通機関が停止し、多数の帰宅困難者が発生した場合
- (2) 市内の離島から多数の避難者が発生した場合
- (3) 支援物資を集積する場所が必要となった場合
- (4) 前2号により、漁船等船舶の係留が必要となった場合
- (5) その他、甲が必要と認める場合

（施設の提供）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、施設を提供する。

（施設の運営）

第5条 施設の運営は、甲と乙が協力して行う。

（利用期間）

第6条 施設の利用期間は、施設利用開始の日から起算し、最大7日以内とする。ただし、甲乙協議により、引き続き施設の利用が可能であると判断した場合は、期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 施設を利用した場合には、甲は次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費(実費相当額)
- (2) 施設をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、施設の利用に乙が負担した費用

2 前項の経費の負担方法は、施設の利用終了後、甲乙で協議の上、決定する。

3 乙が負担した実費相当額について、甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

(有効期間)

第8条 本覚書は、締結の日から翌年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙いずれからも改定の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本覚書に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

以上のとおり覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
市民局長 井上 るみ 印

乙 福岡市中央区天神1丁目8番1号
経済観光文化局長 重光 知明 印

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州地方整備局)

福岡市長（以下「甲」という。）と国土交通省九州地方整備局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第二合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は100人とする。

- (1) 受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第4会議室
 - (2) 受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第5会議室
 - (3) 受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第6会議室
 - (4) 備蓄物資の保管場所 福岡第二合同庁舎内
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- （要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- (3) 備蓄物資の提供
- (4) その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼す

ることができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(100人×3食/日×3日分)、飲料水(100人×3ℓ/日×3日分)、毛布(100人×1枚/人)及び簡易トイレ(100人×7回/日×3日分)とし、賞味・消費期限が切れる分は計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年3月24日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省 九州地方整備局長 鈴木 弘之 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州農政局福岡支局)

福岡市長（以下「甲」という。）と九州農政局地方参事官（福岡支局長）（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、九州農政局福岡支局（福岡市博多区住吉三丁目17番21号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は44人とする。

（1）受入れ場所 九州農政局福岡支局第1会議室

（2）備蓄物資の保管場所 九州農政局福岡支局第2会議室の一部

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供

（3）備蓄物資の提供並びに乙が提供可能な食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の提供

（4）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(396食)、飲料水(396リットル)、寝袋(44枚)及び簡易トイレ(132枚以上)とし、平成27年度から5年間を目途に九州農政局の調達計画に基づき、段階的に備蓄するものとする。

2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため、正本 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保管する。

平成 28 年 3 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (印)

乙 福岡市博多区住吉三丁目 17 番 21 号
九州農政局地方参事官 (福岡支局長)
林 淳一 (印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡合同庁舎管理庁 福岡財務支局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は350人とする。

- (1) 受入れ場所 福岡合同庁舎本館 1階ロビー
地下食堂
- (2) 受入れ場所 福岡合同庁舎新館 1階ロビー
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - (3) その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転

させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

- 第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
 - 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

- 第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

- 第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

- 第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

- 第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

- 第10条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 11 条 この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 12 条 この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 13 条 この協定を証するため，正本 2 通を作成し，甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 27 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目 11 番 1 号
合同庁舎管理庁
福岡財務支局長 森山 茂樹 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と長松山 光薫寺（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、光薫寺（福岡市博多区山王一丁目11番1号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は144人とする。

- （1）光薫寺1階 広間（131.67㎡）
- （2）光薫寺2階 多目的ホール（47.25㎡）、客殿（39.76㎡）、第二本堂（25.2㎡）
- （3）光薫寺3階 会議室（44.11㎡）
- （4）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、

第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第13条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成 30 年 5 月 29 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区山王一丁目 11 番 1 号
長松山 光薫寺 小林 要慈 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡第一法務総合庁舎管理庁 福岡法務局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第一法務総合庁舎（福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は64人とする。

- (1) 受入れ場所 福岡第一法務総合庁舎 4階大会議室
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者の施設等利用に関する次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- (3) 備蓄物資の提供
- (4) その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から2日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行う

とともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供に要する経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(192食)、飲料水(500ミリペットボトル384本)、アルミブランケット(64枚)、エアマット(64枚)及び簡易トイレ(320枚)とする。

- 2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡

調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名をあらかじめ指定し，それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第 11 条 この協定は，締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもって更に 1 年間継続更新し，以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため，正本 2 通を作成し，甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 5 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区舞鶴三丁目 5 番 25 号
福岡第一法務総合庁舎管理庁
福岡法務局長 鎌倉 克彦

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と紙与不動産株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡市博多区博多駅中央街7番21号「紙与博多中央ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大40人とする。

- (1) 1階風除室， エントランスホール， E Vホール計 80 m²
- (2) 地下1階防災備蓄倉庫（10 m²以上）
- (3) 1階男子トイレ1か所， 女子トイレ1か所， みんなのトイレ1か所
- (4) 前3号に掲げるもののほか， 甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 施設等のトイレ， 冷暖房等の提供
- (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧， 飲料水， 毛布等の提供
- (4) その他帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際甲は、帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。その場合第3条第1項(3)は可能な範囲とする。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について依頼することができる。

3 施設の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙が協議のうえ、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の帰宅困難者が使用する備蓄物資を、地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水400ℓ(500mlボトル800本)、非常食400食分、毛布又はブランケット45人分とする。乙は備蓄品が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、

誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年9月12日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目12番14号
紙与不動産株式会社
代表取締役社長 渡邊 與之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（近鉄博多ビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号「近鉄博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- （1）近鉄博多ビル地下1階広場（100㎡）
- （2）近鉄博多ビル地下1階防災備蓄倉庫（10㎡以上）
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
- （3）第9条第2号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水450リットル、非常食450食分、毛布又はブランケット50人分、簡易トイレ1個の備蓄を行うものとし、消費期限が切

れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙、各1通を保管する。

令和3年10月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 不動産管理部長 岡本 泰典

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する福岡市博多区博多駅前二丁目8番12号「ザ・ブラッサム博多ビル」内の施設等の利用協力について必要な事項を定める。

（対象事項）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる事項を対象とする。

- （1）災害援助並びに災害復旧業務等に従事する他都市からの応援職員（以下「応援職員」という。）及び、被災した要配慮者（以下「要配慮者」という。）の受入れ
- （2）帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）の受入れ

（対象範囲）

第3条 前条第1項第1号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は乙の業務に支障のない範囲で可能な限りの人数とする。

（1）客室

（2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 前条第1項第2号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大40人とする。

（1）エントランスホール・エレベーターホール（45㎡）

（2）ロビー（35㎡以上）

（3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条第1項第1号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

- （1）応援職員及び要配慮者への客室の提供
- （2）施設等のトイレ、浴場、冷暖房等の提供
- （3）毛布、タオル、館内着、アメニティ等のホテル備品の提供
- （4）その他、応援職員及び要配慮者に有益な情報等の提供

2 甲は、災害発生時において、第2条第1項第2号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）第10条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

3 乙は、前2項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

4 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

- 5 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、本条第1項に係る要請及び回答は、甲と旅行業者が別途締結している「災害時における他都市からの応援職員等の宿泊し施設等の確保に関する協定書」（以下「宿泊施設協定」という。）に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
- 6 前条の規定について、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 7 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

- 第5条 前条第1項に係る利用期間は、乙の業務に支障のない範囲において、可能な限りの期間とする。
- 2 前条第2項に係る期間は、利用開始日から3日間以内とする。
 - 3 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
 - 4 本条第2項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

- 第6条 乙は、災害時に速やかに協力態勢の確保に努めるとともに、第4条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 第4条第1項に係る施設等の開設及び運営は、乙が行う。
 - 3 第4条第2項に係る施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
 - 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

（報告）

- 第7条 乙は、この協定に基づく協力を実施したときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、第4条第1項に係る報告は、宿泊施設協定に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
- 2 前項に規定について、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

- 第8条 第4条第1項に係る施設等の使用料は、当該ホテルにおける運営開始以降の各客室の最低料金とする。なお、応援職員の使用料は当該施設を使用したものが負担し、要配慮者の使用料は甲が負担する。
- 2 第4条第2項に係る施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第10条に規定する備蓄に係る経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第10条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第9条 第4条第1項及び第2項の規定による応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者の受入れに伴い、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲及び乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第10条 乙は、災害時の備蓄物資を防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、食料、飲料水、毛布、簡易トイレとし、第3条第2項に規定する人数の3日分を下限とする。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲及び乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第13条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(損害等の対応)

第14条 甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲及び乙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第16条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

(協定の正本)

第 17 条 この協定を証するため、正本 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保管する。

令和元年 9 月 25 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

災害時における施設等の提供協力に関する協定（九勸承天寺通りビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び九州勸業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号「九勸承天寺通りビル」内の次の各号に掲げる範囲とする。

- （1） 1階 エントランスホール・風除室（約70㎡）受け入れ人数22名
- （2） 1階外部 ピロティ（約140㎡）一時退避用・受け入れ人数48名
- （3） 地下1階防災備蓄倉庫（約35㎡以上）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
- （3） 第9条第2号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水198リットル、非常食198食分、毛布22人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙、各1通を保管する。

令和2年4月16日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区店屋町8番24号
九州勸業株式会社
代表取締役社長 太田 禎郎

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とジーピーエム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）のために、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡県福岡市博多区東那珂1-4-3 ジーピーエム株式会社九州支店内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- (1) 3階会議室、女性更衣室、備蓄倉庫 計100㎡
- (2) 3階男女共用トイレ、2階男子トイレ、2階女子トイレ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 第2条に掲げる施設等への帰宅困難者の一時受け入れ
 - (2) 第2条に掲げる施設等のトイレ、冷暖房、電気設備の提供
 - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧、飲料、毛布等の提供
 - (4) その他帰宅困難者に有益な情報等の提供
 - (5) 第2条に掲げる施設の近隣に所在する避難所や帰宅困難者受入施設等へ、第9条に規定する備蓄品の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限として、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対して期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営及び業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について、依頼することができる。

3 施設の照明及び空調等の設備の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づく帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の付帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費ならびに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。

但し、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。但し、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時に帰宅困難者が使用する備蓄物資を、3階備蓄倉庫に保管するものとする。

2 備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は備蓄物資が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。

- (1) 水 450ℓ (500ml ボトル 900 本)
- (2) 簡易毛布 50 人分 (アルミブランケット)
- (3) 携帯トイレ 450 個 (凝固剤 10g 使用)
- (4) 非常食 50 人分 (450 食分)

3 乙が備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

第11条 本協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。但し、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

(協定の改定)

第12条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1カ月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 本協定に関する疑義、または本協定に定めがない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 兵庫県姫路市千代田町731番地1

ジーピーエム株式会社
代表取締役社長 有川裕之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多深見パークビルディング）

福岡市（以下「甲」という。）、深見達之（以下、「乙」という。）及び三菱地所株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙及び丙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前4丁目14番1号「博多深見パークビルディング」内の次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 1階エントランスホール・風除室（約36㎡）帰宅困難者を18名受け入れ
- (2) 2階広場（約140㎡）一時的な避難者を70名受け入れ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - (2) 施設等のトイレ等の提供（第2条第1項第1号に定める受け入れ人数を上限とする）
 - (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙及び丙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明等の維持管理は、乙及び丙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙及び丙は、災害時の備蓄物資を2階倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水120リットル、非常食180食分、毛布・

サバイバルシート 20 人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

3 乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲、乙及び丙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、締結の日から令和 3 年 12 月 31 日まで有効とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲、乙及び丙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙及び丙は本協定の有効期間の 1 月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため、正本 3 通を作成し、甲、乙及び丙各 1 通を保管する。

令和 3 年 2 月 15 日

甲 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙
深見 達之

丙 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号
三菱地所株式会社
九州支店長 渡邊 眞幸

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神ビジネスセンター）

福岡市（以下「甲」という。）、福岡地所株式会社及び株式会社ジャパンネットホールディングス（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神一丁目10番20号「天神ビジネスセンター」内の次の各号に掲げる範囲とする。なお、次の第1号及び第2号に掲げる範囲については、別紙図面に示すとおりとする。

- （1） 1階アトリウム（約110㎡）最大受け入れ人数55名
- （2） 2階オフィスエントランス（約290㎡）最大受け入れ人数145名
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
 - （3） 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙

と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害発生時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害発生時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下2階倉庫及び1階倉庫(これらの備蓄倉庫の位置は別紙図面に示すとおり。)に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水1,800リットル、非常食600食分、毛布・サバイバルシート200人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和4年9月30日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

(地位の承継)

第13条 乙は、乙が所有する施設等を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区住吉一丁目2番25号
福岡地所株式会社
代表取締役 榎本 一郎

長崎県佐世保市日宇町2781
株式会社ジャパネットホールディングス
代表取締役 高田 旭人

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神地下街）

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡地下街開発株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対して、乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において、乙の所有する施設等を帰宅困難者の退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神2丁目地下1・2・3号「天神地下街」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大1,650名とする。

- （1）別添1に示す地下1階の地下広場（約3,300㎡）
- （2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は災害による帰宅困難者が発生したとき、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等の水道水、トイレ、照明、及び空調等の提供
- （3）施設等の自動販売機内の飲料水（約1,000本）の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、及び電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、原則として利用開始日から24時間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させ

なければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設管理に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における退避施設の開設は、甲と乙が協力して行う。
- 3 災害時における退避施設の運営は甲が行う。なお、乙は、可能な範囲内において、甲の運営を側面的に支援する。

(報告)

第6条 本協定第3条第5項に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、乙は原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 第2条及び第3条第1項に定める施設等の使用料は無償とし、その附帯設備の使用に係る経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第10条 本協定は、締結の日から令和4年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、

甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 12 条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

以上、本協定の締結を証するため、正本 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目 6 番 8 号
福岡地下街開発株式会社
代表取締役社長 三角 正文